

入札告示

札幌市告示第 622 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年2月14日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒003-0801 札幌市白石区菊水1条3丁目1-5 札幌市菊水分庁舎2階
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部システム調整課システム調整係
電話 011-826-6279

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

札幌市タブレット端末購入及びデータ通信サービス利用契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

ア タブレット端末の納入期限

令和6年3月8日(金)

イ データ通信サービスの利用契約期間

利用開始日から3年間(長期継続契約)

本調達のうち、データ通信サービスの利用契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

入札説明書に添付する仕様書により別途指定する場所

(5) 入札方法

タブレット端末購入費用、データ通信サービス利用料及びその他一切の経費を含めた総価で行う。なお、入札書の提出の際には、別紙「入札内訳書」を記載のうえ、添付すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「役務(一般サービス業)」の「情報サービス、研究・調査企画サービス業」

に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和6年2月27日（火）9時00分（送付による場合は必着。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年2月27日（火）9時40分
札幌市菊水分庁舎2階会議室（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5）
- (4) 入札書の提出方法
入札説明書別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (4) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は入札説明書による。